

# 富山国際大学副専攻プログラムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山国際大学（以下、「本学」という。）学則第20条の2の規定に基づき、本学が開設する副専攻プログラム（以下、「副専攻プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(副専攻プログラム)

第2条 副専攻プログラムは、本学の各学部で編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科の専攻に係る専門分野以外の特定の分野やテーマ、学際的な分野等について体系的な教育を実施し、学生の多様な知的探究心を喚起し、幅広い学びを提供し、広い視野と実践力を有する人材を育成することを目的とする。

(副専攻プログラムの名称と目的)

第3条 本学に次の副専攻プログラムを設置する。

(1) グローバル人材育成プログラム

確かな外国語コミュニケーション力を有し、多様な文化を理解して、地域社会のグローバル化や国際社会で活躍できる実践力のある人材を育成することを目的とする。

(2) 地域創生人材育成プログラム

地域創生で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践力のある人材を育成することを目的とする。

(プログラムの履修事項及び修了要件)

第4条 第3条に定める各副専攻プログラムの開講科目等の履修事項及び修了要件を別表1及び別表2に定める。

(履修対象者及び履修申請)

第5条 副専攻プログラムは、本学学部にて在籍する学生を対象とする。

2 副専攻プログラムの履修を希望する者は、様式1及び様式2により入学後の一定の時期に履修申請書を提出しなければならない。

(修了認定及び修了証書の授与)

第6条 副専攻プログラムのすべての修了要件を満たし、かつ所属する学部の卒業要件を満たす者には、学部教授会及び運営会議の議を経て、学長が修了認定を行う。

2 学長は、前項の修了認定を受けた者には、様式3及び様式4により当該副専攻プログラムの修了証書を授与する。

(庶務)

第7条 副専攻プログラムに関する事務は、教務課及び呉羽キャンパス事務室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、副専攻プログラムに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度在籍者から適用する。